



令和8年4月1日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

原子力事業者防災業務計画の修正について(お知らせ)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(理事長 小口正範)は、原子力災害対策特別措置法に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画の修正について、関係地方公共団体との協議を経た上で、本日、同計画を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その写しを関係地方公共団体に提出しましたのでお知らせいたします。また、同法に基づき、本計画の修正の要旨を添付のとおり公表いたします。

別紙

- ・添付資料:原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

上齋原原子力規制事務所の体制変更に伴う見直し、原子力防災資機材の点検頻度の修正、通報連絡先の組織名称変更による修正を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和8年4月1日

3. 協議した地方公共団体

岡山県、鏡野町、鳥取県

4. 主な修正内容

(1) 上齋原原子力規制事務所の体制変更に伴う見直し

令和7年12月1日付で上席放射線防災専門官が上齋原原子力規制事務所に配置されたことから、「第5節 原子力事業者防災業務計画の修正」内の「島根原子力規制事務所上席放射線防災専門官」を「上齋原原子力規制事務所上席放射線防災専門官」に変更する。

(2) 原子力防災資機材の点検頻度の修正

「別表5 原子力防災資機材」について、車両の法定点検に合わせた点検頻度を明記する。

(3) 組織名称変更に伴う見直し

「別図3 関係機関への通報連絡経路」及び「別図4 関係機関への通報連絡経路（事業所外運搬時）」に記載されている通報連絡先である「陸上自衛隊中部方面特科連隊第13大隊」が改編されたため、「陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊」に名称を変更する。

以上

(参考)

人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)

第2章 原子力災害予防対策の実施

人形峠環境技術センターの原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び関係機関との連携等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)、(3)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3)

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3)

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上